

○大和町子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少地域への定住の促進を図るために整備する子育て支援住宅への入居者に対し、町内の小中学校に就学する児童生徒を扶養する者の負担軽減と子育て支援の充実を図るため奨励金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て支援住宅 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例（令和元年大和町条例第34号）（以下「条例」という。）に規定する住宅（以下「支援住宅」という。）をいう。
- (2) 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）
- (3) 町税等 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(奨励金の対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 条例第8条第3項による通知（大和町子育て支援住宅入居許可書）を受け支援住宅に入居している者で、町内の小中学校に就学している児童生徒の保護者
- (2) 交付対象者と同居する世帯全員に、前年度の町税等に未納がない者
- (3) 支援住宅の家賃に滞納がないこと。
- (4) その他町長が交付対象者と認めるもの。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の交付基準は別表に定めるとおりとする。

- 2 奨励金の額は、1カ月あたり10,000円を上限とする。
- 3 交付対象者の入居日数が月に10日未満となる場合は、当月分の奨励金は交付しないものとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、4月1日から9月30日までの入居に係る分については、当該年度の10月31日までに、10月1日から翌年3月31日までの入居に係る分については翌年度の4月30日までに大和町子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金交付申請及び実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の世帯全員の住民票
- (2) 申請者の世帯全員の前年度の納税証明書等

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内の入居に係る申請書を既に提出している場合は、同項第1号及び第2号の書類の提出を省略することができるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認められる者については、当該申請者に大和町子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、大和町子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合、請求書を受理した日から30日以内に奨励金を支払うものとする。

(調査等)

第8条 町長は、この要綱に基づく対象要件の確認に関して、必要な調査を行うことができる。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事由があると町長が認める場合はこの限りではない。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

別表(第4条関係)

対象児童生徒区分	1人当たりの交付基準額(月額)
小学生	5,000円
中学生	2,500円

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。